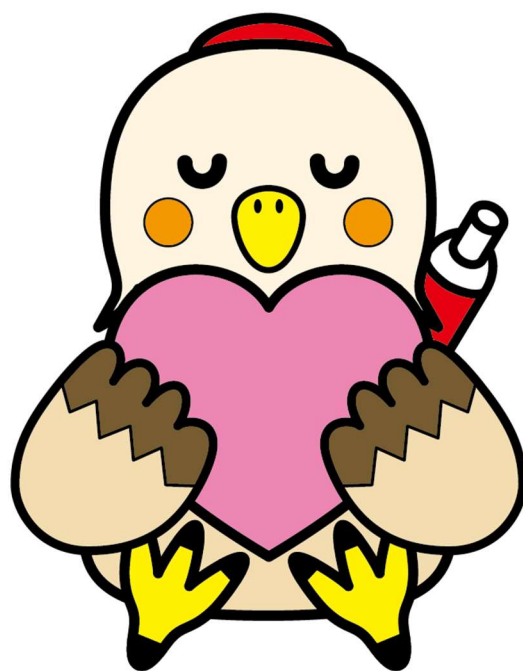


第6期 鷹栖町障がい福祉計画

令和3年度～令和5年度



北海道・鷹栖町

令和3年2月

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の背景及び目的	1
2. 計画の位置付け	1
(1) 法的位置付け	1
(2) 上位計画との関係	2
3. 計画の期間	3
第2章 鷹栖町の障がい福祉の現状	5
1. 人口の推移	5
2. 各種障がい者手帳所持者	5
3. 支給決定人数・給付費請求額	6
4. 障がい福祉サービス等に係る費用	9
5. 障がい者団体・地域における相談員	9
第3章 第5期計画の評価	10
1. 地域生活支援体制の充実	10
2. 安全確保に備えた地域づくりの推進	11
3. 障がい児支援の充実	12
4. 就労支援施策の充実と強化	13
第4章 第6期計画における基本理念・基本目標	14
1. 基本理念	14
2. 基本目標	14
Ⅰ. 分野を超えた地域包括ケアシステムの構築	15
Ⅱ. 地域生活支援体制の強化・充実	17
Ⅲ. 相談支援体制の連携強化	18
Ⅳ. 就労支援施策の推進	19
Ⅴ. 発達障がいも含めた障がい児支援の強化	20
第5章 障がい福祉サービス及び相談支援	22
1. 訪問系サービス	22
2. 日中活動系サービス	24
3. 居住系サービス	27
4. 相談支援	28
第6章 障がい児通所支援及び障がい児相談支援	29
1. 障がい児通所支援	29
2. 子ども相談支援	30
第7章 自立支援医療費支給及び補装具費支給	31
1. 自立支援医療費支給	31
2. 補装具費支給	31
第8章 地域生活支援事業	32
1. 必須事業	32
2. 任意事業	37
資料	40

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景及び目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）では、地域における共生社会の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実など、障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための施策を講ずることとされています。

また、平成28年5月には障害者総合支援法及び児童福祉法の一部が改正され、障がいのある人が自ら望む地域で暮らすことができるよう、生活支援と就労支援の充実や、障がいのある子どもへの多様化するニーズに対応するための支援の拡充が図られました。

こうした動きの中、鷹栖町では「第7次鷹栖町総合振興計画」の考え方に基いて、障がいのある人の自立と社会参加、本人が希望する暮らしの実現や地域活動が保障される町づくりの推進など、お互い様の精神で安心して暮らせる町づくりを目指し、「第5期鷹栖町障がい福祉計画」を策定し、取り組みを進めてきました。

「第6期鷹栖町障がい福祉計画」の策定にあたっては、国及び北海道の計画と整合性を図ると共に、第5期計画と同様にまちづくりの総合的な計画である「第8次鷹栖町総合振興計画」や「第1期鷹栖町地域福祉計画」の考え方に基いて、一人ひとりが希望を叶え、社会的役割を持って活躍し、世代や分野を超えて地域がつながり合う「地域共生社会」の実現を目指し、鷹栖町自立支援協議会が中心となって検討を重ねた上で、本町の障がい者施策の今後の進むべき方向を定めています。

2. 計画の位置付け

(1) 法的位置付け

第6期鷹栖町障がい福祉計画（第2期鷹栖町障がい児福祉計画を包含）は、法律に基づき「市町村障害福祉計画」及び「市町村障害児福祉計画」として、本町における障がい福祉サービス、相談支援体制、地域生活支援事業及び児童福祉法に基づく福祉サービスの提供体制の確保に関して定める計画です。

○障害者総合支援法第88条第1項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

○障害者総合支援法第88条第2項

市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- (2) 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- (3) 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

○障害者総合支援法第88条第6項

市町村障害福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。

○児童福祉法第33条の20第1項

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保、その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

○児童福祉法第33条の20第2項

市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- (2) 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込量

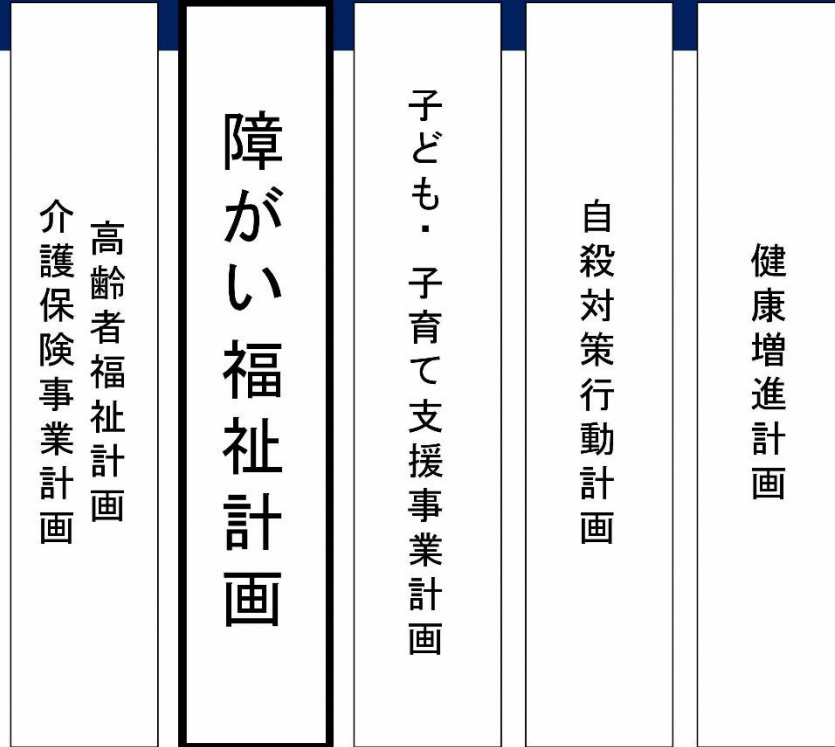
(2) 上位計画との関係

「第6期鷹栖町障がい福祉計画」は、「第8次鷹栖町総合振興計画（計画期間：2020年度～2029年度）」を最上位計画として、「第1期鷹栖町地域福祉計画（計画期間：2020年度～2024年度）」を上位計画とする分野別計画の一つとして位置付けます。

第8次 鷹栖町総合振興計画

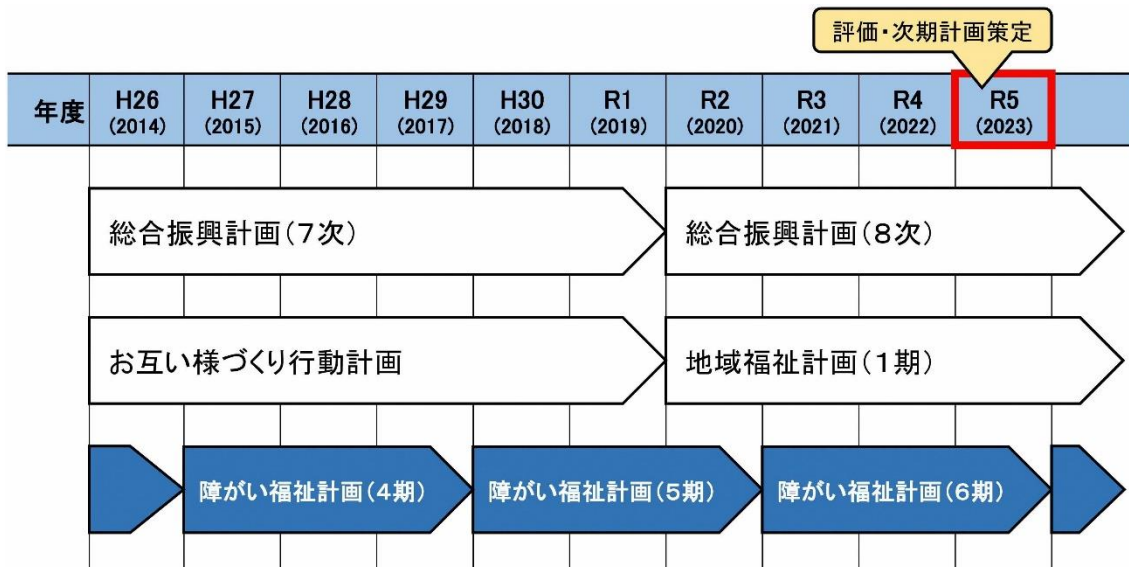
第1期 鷹栖町地域福祉計画

(個別分野計画を横断的につなぐ)

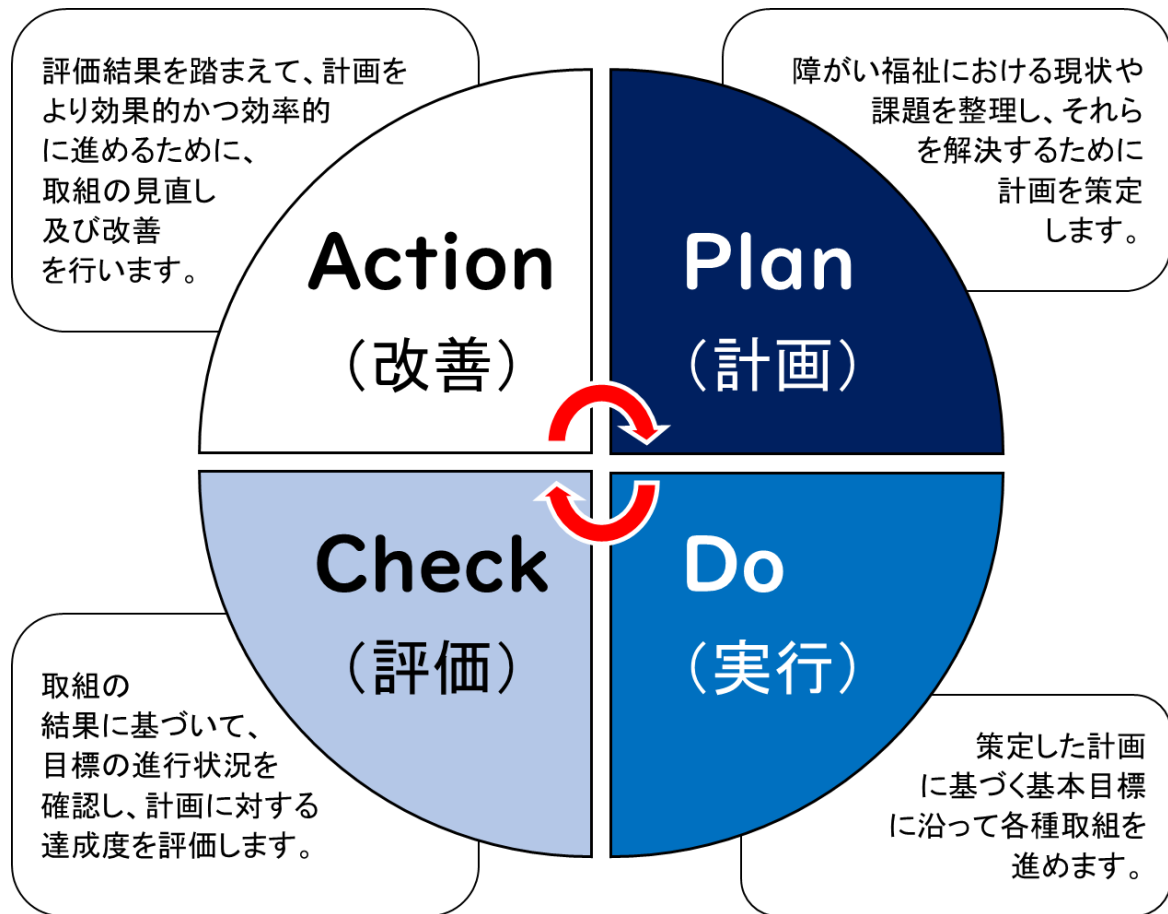


3. 計画の期間

この計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間の計画期間とします。



また、3年後の次期計画策定時には、PDCAサイクルの手法を活用して、本計画の評価検証を実施し、障がい福祉における課題解決を図ります。



※「障がい」の表記について

「障害者」等を使用される「害」の字には、一般的に“妨げ”“災い”などの否定的な意味が含まれることから、本町では、障がいのある人の人権を尊重し、不快感を与えることのないように、可能な限りひらがなで表記しています。

ただし、法令・条例や制度等の名称、施設・法人、団体等の固有名詞また医学・学術用語等が「障害」となっている場合については、そのまま「障害」と表記しています。このため本計画では、「がい」と「害」の字が混在する表現となっています。

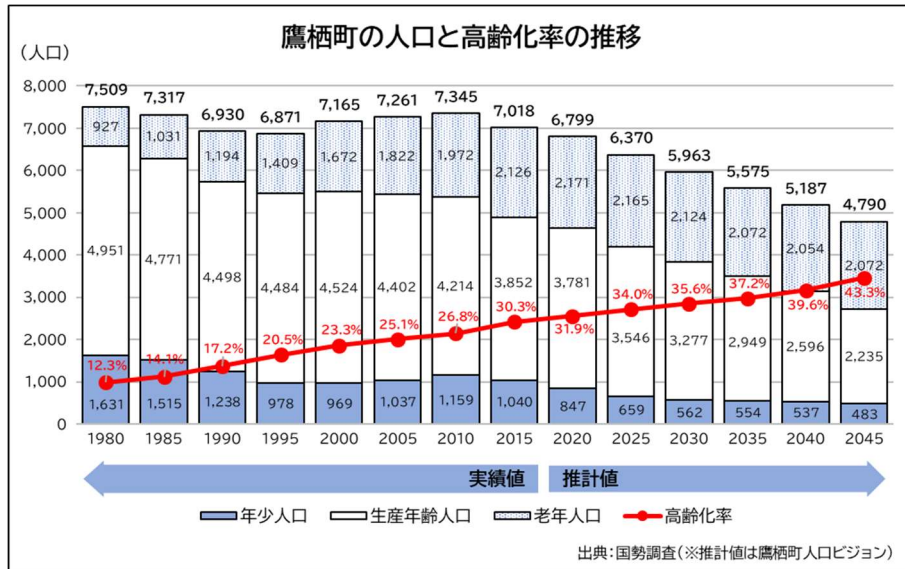
※「障がい者」の定義について

「障がい者」とは、年齢にかかわらず身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病及び発達障がい等に起因する身体または精神上的の障がいを有する人で、長期にわたり生活上の支障のある人です。

第2章 鷹栖町の障がい福祉の現状

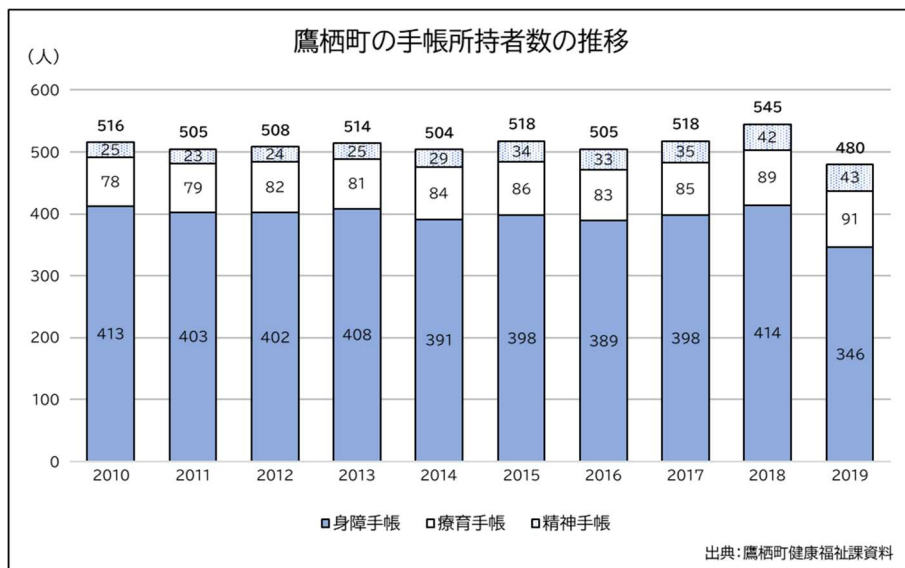
1. 人口の推移

鷹栖町の人口は1980年以降、徐々に減少したのちに微増しましたが、2010年以降は減少の一途を辿っています。鷹栖町人口ビジョンによる推計値では2045年までに30%減少（対2020年比）するものと推計されています。一方で高齢化率は、上昇が止まることなく2045年まで続くと推計されています。



2. 各種障がい者手帳所持者

身体障がい、知的障がい、精神障がいに係る認定については、2010年以降大幅な増減がなく経過（2019年は管理台帳の整理により減少）しています。住民の約14人に1人が障がい者手帳を所持していることとなります。



3. 支給決定人数・給付費請求額

障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の支給決定人数と給付費請求額は、次のように推移しています。

(1) 障がい福祉サービス等の支給決定人数（単位：人数）

サービス名	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
居宅介護	20	21	23	20	17
重度訪問介護	0	0	0	0	0
同行援護	1	2	1	1	1
行動援護	2	4	4	4	6
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0
生活介護	34	37	41	41	42
自立訓練（機能訓練）	0	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	0	0	0	0	0
就労移行支援	1	1	2	2	0
就労継続支援（A型）	3	4	3	3	3
就労継続支援（B型）	24	25	23	21	24
就労定着支援	0	0	0	0	0
療養介護	2	2	2	2	2
短期入所	14	9	17	13	11
自立生活援助	0	0	0	0	0
共同生活援助	12	14	17	16	17
施設入所支援	13	13	13	12	12
計画相談支援	72	79	84	80	80
地域移行支援	0	0	0	1	1
地域定着支援	0	0	0	0	0
合計	198	211	230	216	216
上昇率	-	106.6%	109.0%	93.9%	100.0%

出典：鷹栖町健康福祉課資料（障がい者自立支援給付審査支払等システム）

(2) 障がい福祉サービス等の給付費請求額（単位：千円）

サービス名	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
居宅介護	20,250	15,720	17,455	17,276	17,468
重度訪問介護	0	0	0	0	0
同行援護	21	84	117	102	115
行動援護	926	928	941	557	1,342
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0
生活介護	82,489	94,186	106,255	116,404	126,513
自立訓練（機能訓練）	0	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	0	0	0	0	0
就労移行支援	119	2,580	1,051	144	0
就労継続支援（A型）	3,067	5,153	3,747	3,360	2,812
就労継続支援（B型）	31,346	29,110	24,569	24,213	27,325
就労定着支援	0	0	0	0	0
療養介護	5,797	5,705	5,655	5,742	6,011
短期入所	4,208	3,152	3,653	3,665	4,487
自立生活援助	0	0	0	0	0
共同生活援助	22,049	27,528	30,976	36,680	38,371
施設入所支援	18,811	19,995	20,837	20,838	21,511
計画相談支援	2,864	3,077	3,003	3,395	3,462
地域移行支援	0	0	0	300	307
地域定着支援	0	0	0	0	0
合計	191,947	207,218	218,259	232,676	249,724
上昇率	-	108.0%	105.3%	106.6%	107.3%

出典：鷹栖町健康福祉課資料（障がい者自立支援給付審査支払等システム）

障がい福祉サービス等の支給決定人数は横ばい傾向ですが、生活介護や共同生活援助の利用増加に伴い、給付費請求額は増加傾向にあります。

(3) 障がい児通所支援等の支給決定人数 (単位：人数)

サービス名	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
児童発達支援	9	9	7	10	14
医療型児童発達支援	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	22	20	18	26	25
保育所等訪問支援	0	0	0	2	4
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	0
障害児相談支援	31	29	28	41	45
合計	62	58	53	79	88
上昇率	-	93.5%	91.4%	149.1%	111.4%

出典：鷹栖町健康福祉課資料 (障がい者自立支援給付審査支払等システム)

(4) 障がい児通所支援等の給付費請求額 (単位：千円)

サービス名	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
児童発達支援	4,998	1,956	2,210	2,267	4,707
医療型児童発達支援	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	22,767	21,704	20,776	20,886	18,266
保育所等訪問支援	0	0	0	32	73
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	0
障害児相談支援	1,775	1,523	1,348	2,906	2,593
合計	29,540	25,183	24,334	26,091	25,639
上昇率	-	85.3%	96.6%	107.2%	98.3%

出典：鷹栖町健康福祉課資料 (障がい者自立支援給付審査支払等システム)

子育て支援相談室の設置に伴い、困り感のある児童の適切なサービス利用につながったことや、町内におけるサービス事業所の開設に伴い、障がい児通所支援等の支給決定人数は増加傾向にありますが、給付費請求額は横ばい傾向にあります。

4. 障がい福祉サービス等に係る費用

障がい福祉サービス給付の増加に伴い、町全体の障がい施策に関する費用も増加の一途を辿っており、今後も増加が見込まれます。

■ 障害者福祉費（3款1項3目）の推移

年度	決算額	うち障がい福祉サービス給付事業決算額
H27年度	260,293,192円	233,016,733円
H28年度	281,715,493円	253,598,386円
H29年度	275,339,883円	253,288,781円
H30年度	291,342,571円	270,940,992円
R1年度	309,111,204円	284,881,082円

出典：鷹栖町健康福祉課資料（各年度における決算書より）

5. 障がい者団体・地域における相談員

(1) 障がい者団体

団体名	主な活動内容
ぽかぽかハートのつどい	精神障がいについての啓蒙活動・地域住民との交流活動を行う。

出典：鷹栖町健康福祉課資料

(2) 地域での相談員

名称	人数
身体障害者相談員・知的障害者相談員（町からの委嘱委員）	各1人
障がい者相談員（町職員）	1人
民生委員児童委員（うち主任児童委員2人）	22人

出典：鷹栖町健康福祉課資料

<p>基本目標</p>	<p>1. 地域生活支援体制の充実</p>
<p>取組内容 (策定当時)</p>	<p>在宅で生活する障がいのある人の高齢化や重度化、さらには生活を支えていた親亡き後でも自らが選択した地域での生活が継続できるよう、福祉サービスに関する制度等をはじめとするわかりやすい情報の提供に努め、障がいのある人が適切な障がい福祉サービスを受けることが出来る体制整備の促進を図ります。</p> <p>また、相談支援体制の充実として、生活福祉相談センターにおける、基幹相談支援センター機能の充実を図り、引き続き窓口のワンストップサービス体制を継続し、関係機関との連携を推進します。</p>
<p>取組に対する実績</p>	<p>障がい福祉に関する手続き、助成制度等をまとめた手引き「あったかすべり帳」を作成し、障害者手帳の交付時には個別に配布するとともに、令和元年度には「発達障がい」に関するパネル展を開催し、理解促進を図りました。</p> <p>相談体制については、福祉相談員を配置し、障がい福祉サービスに関する相談体制を整備し、相談支援事業所等との連携を図りながらサービス提供に向けた支援を実施しています。また、生活福祉相談センター機能の一つとして、基幹相談支援センターとしての相談対応を実施し、個別のケースに対応した伴走型の支援を行うとともに、権利擁護（成年後見制度等）に関する周知PRや研修会を実施しました。</p>
<p>評価・まとめ</p>	<p>手引きや各制度の情報に関して、関係各所に確認しながら情報を更新しており、最新情報を提供しています。令和元年度に「発達障がい」に関するパネル展を実施しましたが、障がいに対する理解を促進するという目的を鑑みると、周知啓発はまだ不十分だと考えます。</p> <p>かねてより懸案だったアウトリーチについては、保健師との連携を進める中で、必要な人とのつながりが広がっている一方で、時代の流れとともに、より複雑化・複合化する様々な困りごとや悩みごとを必要な人が迷わないで相談できるよう、基幹相談支援センター機能を包含した生活福祉相談センターがワンストップであらゆる相談を受け止める体制を継続するとともに、専門職が核となって適切なサービスにつながるよう更なる機能強化を図る必要があります。</p> <p>また、一人ひとりに寄り添い続ける相談対応を継続することにより、相談窓口に対する信頼度の向上を図るとともに、手引きや障がい福祉に関する情報や、生活福祉相談センター、基幹相談支援センターの周知も含め、日頃より広報誌、HPやフェイスブック等を活用し、積極的に発信していくことが重要です。</p> <p>相談支援事業所等と連携を図りながら、サービス等利用計画に基づく適切なサービスの提供体制が構築されています。障がい福祉サービスだけでなく、介護保険サービスに移行したケースもあり、それぞれ必要なサービスへ繋がっていることと評価できます。また、インフォーマルなサービスとして鷹栖町社会福祉協議会の買い物支援事業や「働くきつかけ」応援事業を活用した支援も実施しており、関係機関との連携・</p>

	<p>情報共有を図りながら生活の質を高められる支援を継続するとともに、介助者が高齢になった際に、家族と離れても地域で生活できる環境の構築が必要となっています。</p> <p>地域生活支援拠点の整備については、地域のニーズ・課題に応えられているか、必要な機能が充足されているか、機能の充実・強化に向けて継続して関係機関との協議を進める必要があります。</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>基本目標</p>	<p>2. 安全確保に備えた地域づくりの推進</p>
<p>取組内容 (策定当時)</p>	<p>災害時はもとより日常的に障がいのある人が、安心して安全に地域で当たり前に暮らす共生社会を目指します。障がいのある人の特性に配慮した支援を地域で行えるよう、自立支援協議会の活動を通じて、町が作成する飲食店ガイドや公共施設等のバリアフリーマップの提案や、町の防災計画への提言、地域で行われる防災訓練への障がいのある人の参加支援などを通して、地域住民への障がいに対する意識啓発を促進し、共生による支援体制づくりを進めます。</p>
<p>取組に対する実績</p>	<p>地域共生社会の推進に向けたフォーラム等を開催し、地域における意識醸成を図るとともに、令和元年度には鷹栖町民カレンダー内（たかすガイドマップ）に町内公共施設のバリアフリー情報を掲載しました。</p> <p>また、平成30年に発生した北海道胆振東部地震でのブラックアウトの経験を活かし、災害に対する備えについて、平常時における準備不足という反省を踏まえ、課題の検討を協議し、福祉避難所のあり方について令和2年3月に自立支援協議会より町長への提言を行い、町内事業所との協定を締結しました。</p>
<p>評価・まとめ</p>	<p>「地域共生社会の実現」に向けて、障がい者だけでなく、引きこもりや気になる発達などいわゆるグレーゾーンの方も含めて、当事者の方々が地域において安心して自分らしく暮らせるよう、フォーラム等の啓発活動を継続するとともに、当事者の方々の生きがいの場、当事者団体への支援など、より地域活動へ参加できる仕組みをつくる必要があります。</p> <p>町内公共施設のバリアフリー情報については、町民カレンダーに掲載することにより見える化を図ることができましたが、町内飲食店の情報発信については継続した課題であるため、町の商工担当部署や鷹栖町商工会との情報交換も実施しながら、検討を進める必要があります。</p> <p>障がい分野については、町内事業所との協定が締結されるなど、福祉避難所として協議を進めることができましたが、高齢者や乳幼児・妊産婦等における要支援者の整理や防災担当部署との役割の明確化などは今後の課題となっています。</p> <p>福祉避難所はもちろんのこと、一般避難所の運営や地域における避難体制整備等も含めた、地域住民とのワークショップや防災訓練等を防災担当部署と連携して実施することにより、町全体の避難体制における課題を抽出し、解決に向けて検討を進めるとともに、福祉避難所への想定避難対象者については、個別の支援計画について関係機関と協議しながら作成を進めることが求められています。</p>

<p>基本目標</p>	<h3>3. 障がい児支援の充実</h3>
<p>取組内容 (策定当時)</p>	<p>発達の遅れや障がいのある子ども、さらには在宅で医療的ケアを必要とする子どもなどに対するサービス提供体制の整備や地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進し、成長段階に応じた、切れ目のない一貫した支援体制を構築するとともに、子どもと家族へのより一層の支援体制の充実を図ります。</p>
<p>取組に対する実績</p>	<p>平成29年度より「子育て支援相談室」を設置し、困り感のある子どもや親に対する相談体制を整備しました。令和2年度には「子育て世代包括支援センター」が開設され、子どもの成長に伴う「乳幼児健診」のほか、子育て相談の総合窓口として、乳幼児期から就学後まで、関係機関が連携し、切れ目のないきめ細やかな相談体制を整備しました。</p> <p>また、平成30年度に「こらいず たかす」が開所され、鷹栖町内で「児童発達支援」「放課後等デイサービス」を提供できる事業所が増えました。さらに「保育所等訪問支援」のサービスも提供しており、学校等との連携や集団生活への適応のための専門的な支援体制が構築されています。</p>
<p>評価・まとめ</p>	<p>鷹栖養護学校と北野小学校との交流や、柏の里と地域住民との交流を通して、地域における障がいに対する理解が図られているとともに、障がいのある方もない方も地域でともに生活し、交流できる環境づくりが進められています。幼少期から障がい者と関わることにより、障がいに対する理解を促進するとともに、コミュニティスクール(学校運営協議会)とも連携し、障がいのある子どもが地域において安心した生活及び社会参加ができる環境づくりを目指すことが求められています。</p> <p>子育て世代包括支援センターの開設により、相談窓口が一本化されました。また、保健師が関係機関と連携しながら、出産前から乳幼児健診、その後の成長に対して切れ目のない支援体制を整えられつつある一方で、子どもの「気になる発達」に対して、早期の相談対応かつ適切なサービスが提供できるよう、「子ども発達支援センター」の創設も含めた検討を進める必要があります。</p> <p>医療的なケアが必要とされる障がい児等の支援体制の推進については、町の保健師や医療機関との連携が不可欠であり、実態把握の確認と、自立支援協議会を中心に個別のケースに対する具体的な支援方法や体制構築について、関係機関も含めた中で協議を進める必要があります。</p>

<p>基本目標</p>	<p>4. 就労支援施策の充実と強化</p>
<p>取組内容 (策定当時)</p>	<p>引き続き、障害者就業・生活支援センターやハローワークと連携し、一般就労の受け入れ先確保や、「就労移行支援」「就労定着支援」等の障がい福祉サービスを実施し、福祉的就労から一般就労への移行支援の体制整備に努めます。また産業振興部署における農福連携事業等の調査研究と連携し、さまざまな就労機会の拡大を図り、町全体で障がいのある人への就労を応援する体制づくりを進めます。</p>
<p>取組に対する実績</p>	<p>「障害者就業・生活支援センターきたのまち」と連携し、町内において就労相談会を開催するとともに、職業訓練校の学校案内に町職員が参加し、情報収集を行いました。</p> <p>また、農福連携の新たな取り組みとして、丸山パークゴルフ場において地域住民の直売所運営に柏の里の利用者と職員が関わることにより、地域における社会参加の機会と障がい者が農業に携わる可能性を見出すことができました。</p> <p>さらには、働いても長続きしない、就職できないなど、働くことに困り感を抱えている方に対して、社会参加に繋げることやその人らしく働くことができることを目的に鷹栖町社会福祉協議会と連携して「働くきっかけ応援事業」を実施しました。</p>
<p>評価・まとめ</p>	<p>「働きたい」と思う障がい者が自分の希望に合った働き方ができるよう、就労支援事業所が中心となった相談会を継続して開催するとともに、相談につながったあとも継続した伴走支援が実施できるよう、行政と就労支援事業所との連携を強化する必要があります。また、以前、自立支援協議会にて、町内事業者へ障がい者雇用のアンケートを実施したところ、障がい者就労の協力が難しいとの回答事業所が多数であったことから、町内だけでなく、旭川近郊も含めた新たな受入事業所の開拓についても注力する必要があります。</p> <p>就労支援の一つの手法である農福連携については、引き続き庁内関係部署や事業所との協議を進めながら、作業へのスポット的な参加や作業の切り出し、ジョブコーチの育成などを行うとともに、障がい者と農業者のマッチングなど、可能な部分から一つひとつ取り組みを地道に進めていくことが重要です。さらには、インフォーマルなサービスとして、社会福祉協議会が実施する「働くきっかけ応援事業」や「生涯現役促進地域形成事業」において、情報共有を密に連携して将来的な障がい者雇用のプラットフォームの形成を目指すべきと考えます。</p>

第4章 第6期計画における基本理念・基本目標

1. 基本理念

全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的な人権を享有する個人として尊重され、その尊厳に相応しい生活を保障されなければいけません。また、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加できるように、町民みなで「つながり」、障がいのある人が安心して地域で暮らせる社会づくりを進め、地域福祉の増進に寄与し、第8次鷹栖町総合振興計画のキャッチフレーズである『笑顔 幸せ みんなでつくる あったかす』を目標とします。

2. 基本目標

I. 分野を超えた地域包括ケアシステムの構築

「地域共生社会の実現」を目指し、分野を超えた地域包括ケアシステムの構築に向けて、医療関係者や各種支援関係者も参画した上で、旭川圏域も見据えた地域資源も活用した多角的な視点での協議を行います。

II. 地域生活支援体制の強化・充実

地域支援機能の「面的整備」の更なる強化を図るため、地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のために運用状況を評価・検証します。

III. 相談支援体制の連携強化

生活福祉相談センターによる相談窓口の一元化を継続するとともに、基幹相談支援センター機能の見直しを進め、より充実した相談体制の整備を図ります。

IV. 就労支援施策の推進

障がい者本人の特技や特性を最大限に生かし、かつ希望どおりの就労が叶う支援体制の構築を目指すとともに、農福連携の推進のほか、商工業者との連携についても検討します。

V. 発達障がいも含めた障がい児支援の強化

子育て世代包括支援センターを核とし、児童虐待や家庭で抱える課題解決のため、関係機関との連携を強化し、必要時に迅速に対応できる支援体制の構築と人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（以下「医療的ケア児」という。）等が安心して暮らし続けられる地域づくりを行います。

成果目標の達成に向けた取り組みスケジュール

基本目標	令和3年度 (2021年度)			令和4年度 (2022年度)			令和5年度 (2023年度)		
	上	中	下	上	中	下	上	中	下
分野を超えた地域包括ケアシステムの構築	構成要素ごとの整理シートを作成（事務局）			整理シートを基にした構成要素ごとの課題の抽出及び解決するための施策について検討					
地域生活支援体制の強化・充実	居住支援機能			緊急時の受入・対応 体験の機会・場の提供			地域の体制づくり 専門性の確保（権利擁護）		
相談支援体制の連携強化	アウトリーチの実施、行政と相談支援事業所によるサービスの適正化に関する協議								
		相談体制 検討			相談体制 検討			相談体制 検討	
就労支援施策の推進		農福連携検討		個別マッチングによる農福連携事業			個別マッチングによる高福連携事業		
				高福連携検討					
発達障がいも含めた障がい児支援の強化	関係機関との情報共有（進学等に伴う情報の引継ぎなど）								
	支援施策検討			支援施策検討			支援施策検討		
		医ケア児 検討			医ケア児 検討			医ケア児 検討	

I. 分野を超えた地域包括ケアシステムの構築

(1) 背景

あらゆる人が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい・介護福祉サービス、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保されていることが必須となります。また、障がい分野だけに限らない地域住民の抱える複合化・複雑化したニーズに対応する断らない包括的な支援体制を構築することが求められています。

(2) 現在の状況

平成26年に策定した「お互い様づくり行動計画」に基づいた取り組みにより、お互い様や支え合いといった「地域共生社会の実現」を目指した基盤が整備され、今後はより重層的な支援体制の構築が求められています。

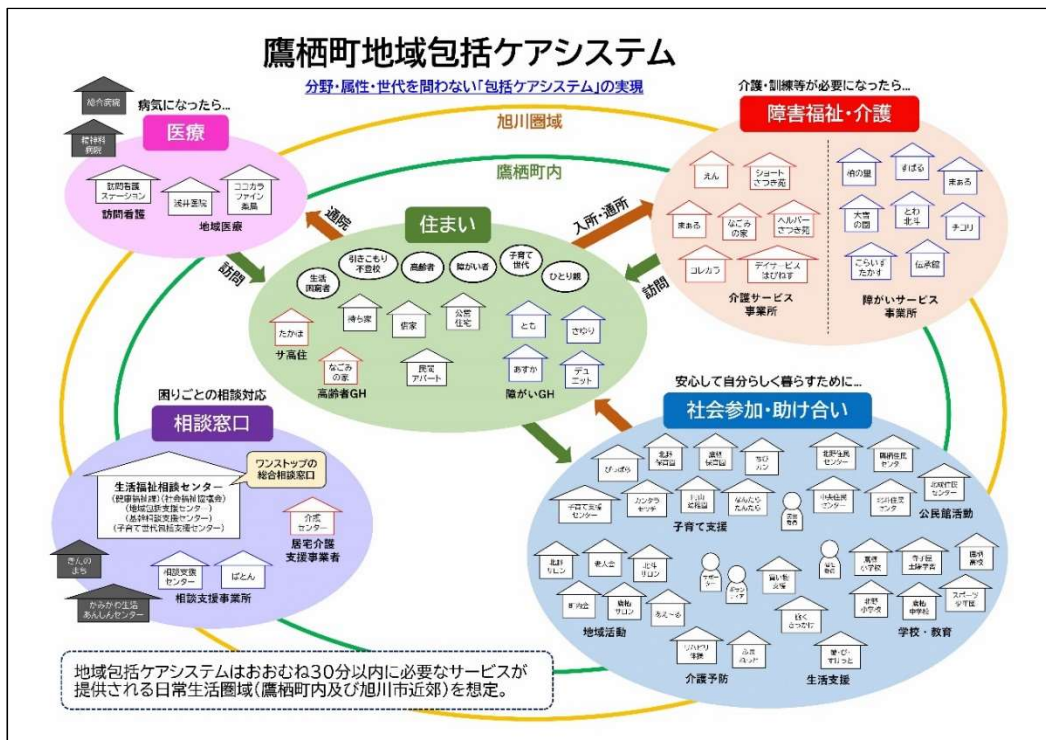
一方で、医療・住まい・教育・社会参加など、十分とは言えない部分も多々あるため、支援体制の強化に向けた取り組みが必要です。

(3) 成果目標

「地域共生社会の実現」を目指し、令和5年度までに、分野を超えた地域包括ケアシステムの構築に向けて、各分野における関係者による協議の場を設置します。特に医療機関や町外の支援機関との連携を強化するため、医療関係者や各種支援関係者の参画を図り、旭川圏域も見据えた地域資源も活用した多角的な視点での協議を行います。

(4) 成果目標達成に向けた取り組み

- ア. 自立支援協議会や生活支援・介護予防体制整備推進協議体において、地域包括ケアシステムの構築について協議の場を設置します。
- イ. 「分野を超えた地域包括ケアシステム」の構築を目指すため、構成要素ごとのシートを活用して整理します。
- ウ. 鷹栖町内の地域資源だけではなく、旭川圏域の地域資源も活用するため、協議の場への関係者の参画を図ります。



II. 地域生活支援体制の強化・充実

(1) 背景

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を促進するため、重度障がい者や計画相談等未介入の方にも対応することができる専門性を有し、地域の生活で生じる障がい者本人やその家族の緊急事態に対応する拠点機能の充実を図ります。

(2) 現在の状況

第5期計画期間中での整備完了を目標に、自立支援協議会において本件に関する協議を継続してきました。

地域生活支援拠点等において、必要となる個々の機能は整備されつつありますが、障がいのある方への個別支援の課題としては、各サービス等事業所と連携を強化することや、地域生活の中で生じる本人やその家族の緊急事態等への対応があります。また、サービス未利用者等へのアプローチとして、障がい者の地域生活を支える拠点等の在り方については継続的に協議し、機能強化を図る必要があります。

(3) 成果目標

令和5年度末までに、地域支援機能の「面的整備」の更なる強化を図るため、地域生活支援拠点等の機能の充実のために年1回以上は運用状況を評価・検証します。

(4) 成果目標達成に向けた取り組み

- ア. 拠点等の整備充実に向けて、障がい者の地域生活に係る課題等を関係者間の打合せ等により適宜把握し、地域のニーズや課題に込えられているか、必要な機能の水準や充足は込られているか継続的に検証・検討を行います。
- イ. 地域生活支援拠点等の整備にあたっては、基幹相談支援センターを中心に自立支援協議会での検討及び各サービス等事業所との連携を図ります。
- ウ. 現時点で地域に不足する社会資源（短期入所、医療的ケア・重度障がい者への対応が可能な事業所）について、利用者のニーズを十分に満たす事業所数を確保（部屋等の確保含む）しておくことが課題です。この課題を解決するために、地域での生活を希望している障がいのある方の数やニーズを個別のアウトリーチによる方法や地域の関係機関とも情報を共有し、必要な検討を続けていきます。また、必要に込じて近隣市町との連携も図ります。

III. 相談支援体制の連携強化

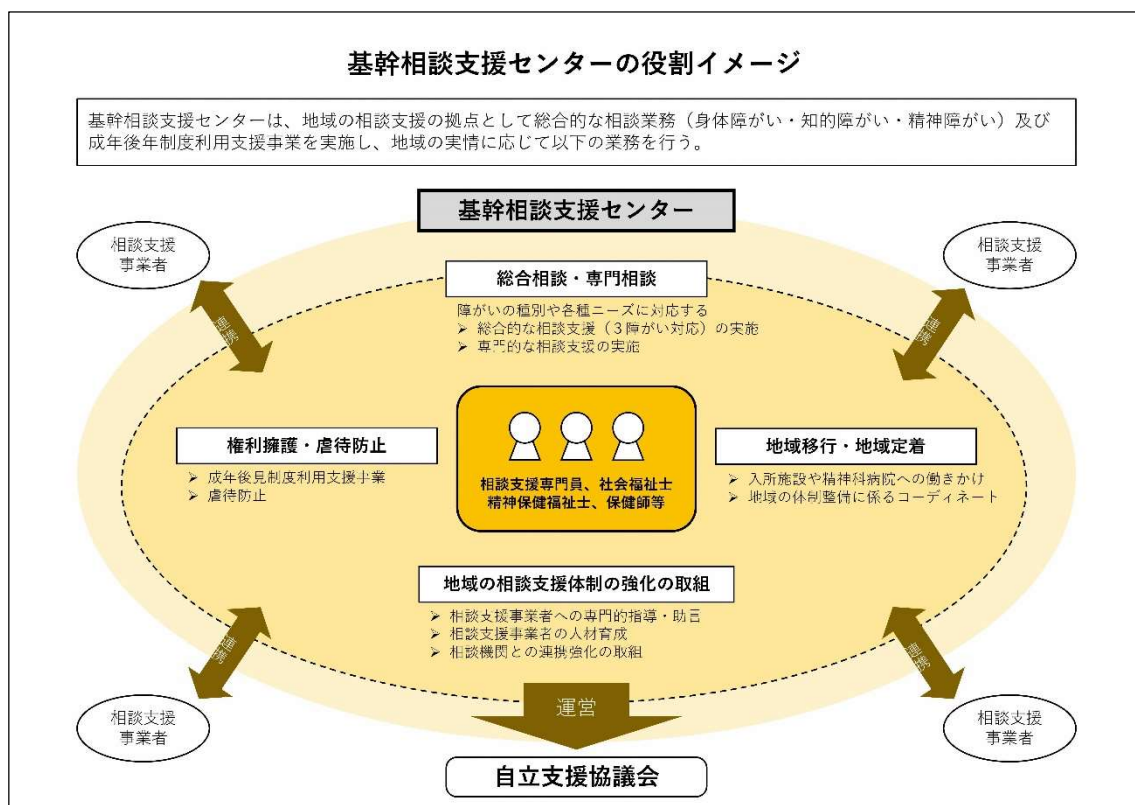
(1) 背景

障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むために、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築と、障がい福祉サービスの適切な利用が不可欠です。また、充実した支援体制を構築するためには、障がい者本人及びその家族が抱える複合的な課題を把握し、関係機関との連携を強化することが必要となっています。

(2) 現在の状況

鷹栖町には相談支援事業所が2事業所開設しており、両事業所合わせて6名の相談支援専門員が日々の相談業務に従事しています。計画相談における委託事業を実施することで、相談支援専門員による適切なサービス等利用計画の作成が実現されています。

また、生活福祉相談センターに包含している、基幹相談支援センターでは、社会福祉士と福祉相談員が中心となった総合相談体制が構築されていますが、職員の人事異動や社会情勢の変化に伴い、基幹相談支援センターとしての役割が不明瞭となっているため、人材育成や計画評価を含むセンター運営の在り方に対して協議を重ね、見直しを図る必要があります。



(3) 成果目標

生活福祉相談センターによる相談窓口の一元化を継続するとともに、相談の交通整理を行うことで、基幹相談支援センターの機能として適切な対応ができるよう都度見直しを図り、より充実した相談体制の整備を図ります。

(4) 成果目標達成に向けた取り組み

相談支援の関係機関の調整については、必要に応じて地域包括支援センター等と連携するなどの相談窓口の一元化を実施し、地域の相談体制を総合的に検討する場を設けます。

また、身近な窓口や専門的な相談機関としても求められることから、ワンストップで適切な関係機関に必ずつながるよう、引き続き関係機関間での連携強化を図るとともに、個々のニーズに合わせたアウトリーチを実施します。

住民が安心して地域で暮らし続けることができるよう、相談支援専門員と町の障がい担当者が定期的にサービス利用状況の確認を行う場を設け、サービスの適正化や利用者との一層の信頼関係を醸成します。

IV. 就労支援施策の推進

(1) 背景

障がいのある方がいきいきと働くことのできる地域の実現に向けて、地域住民、障害福祉サービス事業所、企業、行政等が障がいについて理解を深め、地域全体で応援する体制づくりが求められています。

また、農業分野における就労の取り組みなど、障がいのある方の活躍の場が広がりつつありますが、一方で、障がい特性、本人の能力・スキルに応じた支援・サポート体制づくりが必要となっています。

(2) 現在の状況

障害者就業・生活支援センターきたのまちと連携し、町内において就労相談会を開催していることと併せて、「働くきっかけ応援事業」や「生涯現役促進地域連携事業」において、インフォーマルなサービスを提供、また、関係機関との連携や情報共有を図っています。

また、令和2年度より地域住民、障害福祉サービス事業所と連携し、たかす丸山パークゴルフ場にて、地域住民による直売所運営に障がいのある方も関わりの、地域における社会参加の機会が作られました。

(3) 成果目標

障がい者本人の特技や特性を最大限に生かし、かつ希望どおりの就労環境を実現するため、インフォーマルなサービスも含めた就労支援体制の構築を目指します。また、引き続き、地域住民、サービス事業所、関係機関等と連携や情報共有を図り、農福連携の推進のほか、商工業者との連携についても検討します。

(4) 成果目標達成に向けた取り組み

ア. 就労の希望があった場合に迅速に対応できるよう引き続き関係機関との連携を図るとともに、町内企業や学校に対して障がい者雇用の状況や考え方など、情報収集に努めます。

イ. 障がい者の能力等の把握について、適切なサービス利用につなげるため相談支援事業所、就労関係事業所と情報共有を行います。

ウ. 農業分野だけではなく、商工分野とも庁内で情報共有し、自立支援協議会等において各担当職員も参画し、取組内容について協議します。

V. 発達障がいも含めた障がい児支援の強化

(1) 背景

発達障がいなど、様々な課題、困り感を抱えている家庭は増加傾向にあり、子どもの早期療育や家庭環境に対する更なる支援、教育機関や関係機関と連携した支援体制の構築が必要となってきました。

また、平成28年の児童福祉法改正により、医療的ケア児が安心してその心身の状況に応じた適切な支援を受けられるよう、行政機関及び関係事業者は必要な措置を講ずることが求められています。

(2) 現在の状況

平成29年度より子育て支援相談室を設置し、障がい児支援の相談窓口として相談対応を構築し、令和2年10月からは「子育て世代包括支援センター」の開設により、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援体制を構築しています。平成30年度には鷹栖町内で「児童発達支援」「放課後等デイサービス」の提供事業所が増えるとともに、「保育所等訪問支援サービス」の提供も開始され、学校との連携や集団生活への適応のための専門的支援が受けられる環境となりました。

(3) 成果目標

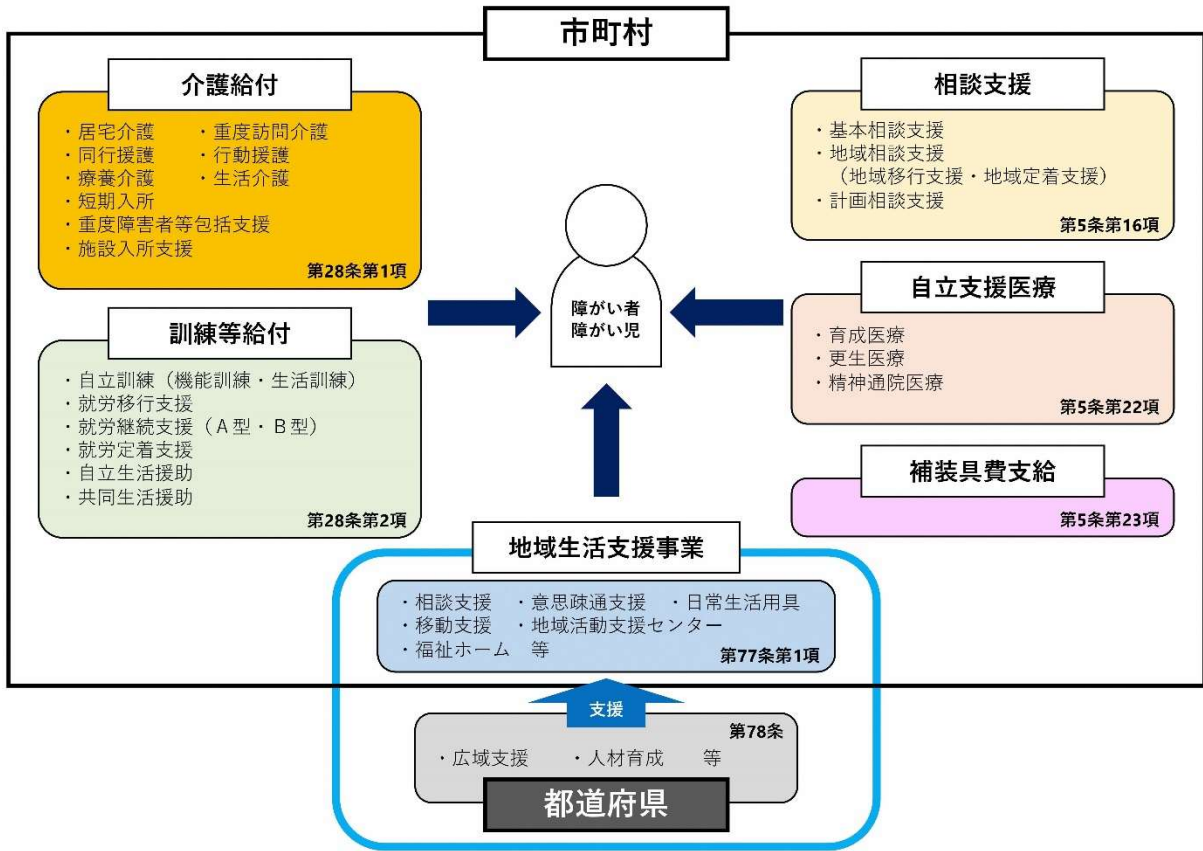
子育て世代包括支援センターを核とし、児童虐待防止や家庭で抱える課題解決のため、保育園、幼稚園、学校等との連携を強化し、必要時に迅速に対応できる支援体制を目指します。また、保健師や医療機関等と連携を図りながら医療的ケア児等が安心して暮らし続けられる地域づくりを行います。

(4) 成果目標達成に向けた取り組み

- ア. 子育て世代包括支援センターで子育てに関して相談対応を行うとともに、各関係機関と連携した支援体制を継続していきます。また、就学時の小学校への引継ぎ等に鷹栖町子育てリレーファイル「あったかすまいる」を活用し、各学校等と児童に対する支援、情報を共有する場を作ります。
- イ. 集団療育や支援者の学ぶ場の創出、困りごとを抱える親同士のつながりなど、困り感を抱える子どもに対する支援のあり方について、自立支援協議会などを活用して協議する場を設置します。
- ウ. 保育所等訪問支援のサービス利用時の児童の様子など、集団生活での支援の在り方等について、相談支援事業所と情報共有を図り、より良い支援へとつなげていきます。
- エ. 医療的なケア児等の相談・支援に対応できるよう自立支援協議会内に医療的ケア児等に係る協議の場を設置し、必要時に保健師や医療機関も参画した上で、協議できる体制を整備します。

第5章 障がい福祉サービス及び相談支援

障害者総合支援法の体系図



1. 訪問系サービス

サービス名	概要	対象者
居宅介護	居宅において、お風呂や食事の手伝い、掃除や買い物、病院の付き添いなど、生活全般に関わる支援を行います。 柏の里 すばる まある	障害支援区分1以上
重度訪問介護	重度の肢体不自由の人で、常に介護を必要とする人が対象となり、居宅で入浴、排せつ、食事の介護等から、外出時の移動支援等を総合的に行います。 柏の里 すばる まある	障害支援区分4以上の肢体不自由者
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の当該障がい者等が外出する際の必要な援助を行います。 柏の里 すばる まある	視覚障がい者(身体介護を伴う場合は障害支援区分2以上)

サービス名	概要	対象者
行動援護	自己判断能力が制限されている人が対象となり、行動するとき生じ得る危険を回避するための必要な支援や、外出時の移動支援等を行います。 柏の里	障害支援区分 3 以上の知的障がい・精神障がい者で、行動面の聞き取り点数が10点以上
重度 障害者 等 包括支援	介護の必要性が高い人が対象となり、居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行います。	障害支援区分 6 の身体障がい・知的障がい者

* 内は鷹栖町内のサービス提供登録事業所です。

項目	第5期計画			第6期計画				
	H30	R1	R2	R3	R4	R5		
居宅介護	見込量	人数/月	20	22	24	13	12	12
		時間/月	400	420	480	539	594	654
	実績値	人数/月	17	14	13	-	-	-
		時間/月	329	310	490	-	-	-
	達成率	人数/月	85.0%	63.6%	54.2%	-	-	-
		時間/月	82.3%	73.8%	102.1%	-	-	-
重度訪問介護	見込量	人数/月	0	0	0	0	0	0
		時間/月	0	0	0	0	0	0
	実績値	人数/月	0	0	0	-	-	-
		時間/月	0	0	0	-	-	-
	達成率	人数/月	-	-	-	-	-	-
		時間/月	-	-	-	-	-	-
同行援護	見込量	人数/月	1	1	1	1	1	2
		時間/月	10	10	10	5	6	6
	実績値	人数/月	1	1	1	-	-	-
		時間/月	4	4	4	-	-	-
	達成率	人数/月	100.0%	100.0%	100.0%	-	-	-
		時間/月	40.0%	40.0%	40.0%	-	-	-
行動援護	見込量	人数/月	4	4	4	6	7	8
		時間/月	20	20	20	28	31	35
	実績値	人数/月	4	5	5	-	-	-
		時間/月	10	22	25	-	-	-
	達成率	人数/月	100.0%	125.0%	125.0%	-	-	-
		時間/月	50.0%	110.0%	125.0%	-	-	-

こ う 目 項 目			だい きげい かく 第 5 期 計 画			だい きげい かく 第 6 期 計 画		
			H30	R1	R2	R3	R4	R5
じゅうど 重 度 しょうがいしゃとう 障 害 者 等 ほうかつしえん 包 括 支 援	みこみりょう 見 込 量	にんずう つき 人 数 / 月	0	0	0	0	0	0
		じかん つき 時 間 / 月	0	0	0	0	0	0
	じつせきち 実 績 値	にんずう つき 人 数 / 月	0	0	0	-	-	-
		じかん つき 時 間 / 月	0	0	0	-	-	-
	たっせいりつ 達 成 率	にんずう つき 人 数 / 月	-	-	-	-	-	-
		じかん つき 時 間 / 月	-	-	-	-	-	-

2. 日中活動系サービス

サービス名	概 要	対象者
せいかつかいご 生活介護	つね かいご ひつよう ひと たいしょう ひるま 常に介護を必要となる人が対象となり、昼間に にゆうよく はい しょうじ かいご そうさくかつどう せいさんかつどう 入浴や排せつ、食事の介護、創作活動、生産活動 の機会を提供します。 かしわ さと すばる たいせつ その ほくと 柏の里 すばる 大雪の園 とわ北斗	① 障害支援区分 3（施設 入所は区分 4）以上 ② 年齢が 50 歳以上は障害 支援区分 2（施設入所は 区分 3）以上
じりつくんれん 自立訓練 (機能訓練)	じりつ にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ いとな 自立した日常生活や社会生活を営むことができ るよう、定められた期間、身体機能向上のために 必要な訓練等を行います。	身体障がい者（その他条 件あり）
じりつくんれん 自立訓練 (生活訓練)	じりつ にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ いとな 自立した日常生活や社会生活を営むことができ るよう、定められた期間、生活能力向上のために 必要な訓練等を行います。	知的障がい者・精神障が い者（その他条件あり）
しゅうろういこうしえん 就労移行支援	いっばんきぎょうとう しょうろう きぎょう ひと たいしょう 一般企業等への就労を希望する人が対象となり、 定められた期間、就労に必要な知識や能力向上の ために必要な訓練を行います。	65 歳未満の障がい者
しゅうろうけいぞくしえん 就労継続支援 (A・B 型)	いっばんきぎょうとう しょうろう こんなん ひと たいしょう 一般企業等への就労が困難な人が対象となり、 働く場を提供するとともに、必要な知識及び能 力向上のために必要な訓練等を行います。 たいせつ その ほくと 大雪の園(B) とわ北斗(B)	A 型：雇用契約に基づく 就労可能な 65 歳未満の障 がい者 B 型：雇用契約に基づく 就労が困難な障がい者
しゅうろうていちゃくしえん 就労定着支援	いっばんしゅうろう いこう しょう ひと しゅうろう 一般就労へ移行した障がいのある人が、就労に ともな しょう せいかつめん かだい たいおう ちやうだん に伴い生じている生活面の課題に対応し、相談に よる課題把握や企業、関係機関、自宅などへ訪問 し、連絡調整などの必要な支援を行います。	就労移行支援等の利用を へ いて、いっばんしゅうろう いこう 障がい者

サービス名	概要	対象者
療養介護	医療と常に介護を必要とする人が対象となり、医療機関で行われる機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活の世話をを行います。	①気管切開を伴う人工呼吸器使用の障害支援区分6の障がい者 ②筋ジストロフィー又は重症心身障がいの障害支援区分5以上
短期入所 (ショートステイ)	介護者が病気の場合等の理由により、夜間も含めて施設で入浴や排せつ、食事の介護等を行い、短期間宿泊のサービスを提供します。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px solid black; padding: 2px;"> 柏の里 すばる 大雪の園 </div>	①障害支援区分1以上 ②障がい児に必要とされる支援の度合に応じて、厚生労働大臣が定める区分における区分1以上

* 内は鷹栖町内のサービス提供登録事業所です。

項目	第5期計画			第6期計画				
	H30	R1	R2	R3	R4	R5		
生活介護	見込量	人数/月	43	42	40	42	43	44
		日数/月	989	966	920	838	870	904
	実績値	人数/月	40	42	40	-	-	-
		日数/月	773	807	807	-	-	-
	達成率	人数/月	93.0%	100.0%	100.0%	-	-	-
		日数/月	78.2%	83.5%	87.7%	-	-	-
自立訓練 (機能訓練)	見込量	人数/月	0	0	0	0	0	0
		日数/月	0	0	0	0	0	0
	実績値	人数/月	0	0	0	-	-	-
		日数/月	0	0	0	-	-	-
	達成率	人数/月	-	-	-	-	-	-
		日数/月	-	-	-	-	-	-
自立訓練 (生活訓練)	見込量	人数/月	0	0	0	0	0	0
		日数/月	0	0	0	0	0	0
	実績値	人数/月	0	0	0	-	-	-
		日数/月	0	0	0	-	-	-
	達成率	人数/月	-	-	-	-	-	-
		日数/月	-	-	-	-	-	-

こ う 項 目			だい き けい かく 第5期計画			だい き けい かく 第6期計画		
			H30	R1	R2	R3	R4	R5
しゅうろういこう 就労移行 支援	みこみりょう 見込量	にんずう 人数／月	1	1	2	1	1	1
		にっすう 日数／月	20	20	40	20	20	20
	じっせきち 実績値	にんずう 人数／月	1	0	0	-	-	-
		にっすう 日数／月	2	0	0	-	-	-
	たっせいりつ 達成率	にんずう 人数／月	100.0%	0.0%	0.0%	-	-	-
		にっすう 日数／月	10.0%	0.0%	0.0%	-	-	-
しゅうろうけいぞく 就労継続 支援 (A型)	みこみりょう 見込量	にんずう 人数／月	3	3	3	3	3	3
		にっすう 日数／月	69	69	69	33	28	25
	じっせきち 実績値	にんずう 人数／月	3	3	3	-	-	-
		にっすう 日数／月	42	35	38	-	-	-
	たっせいりつ 達成率	にんずう 人数／月	100.0%	100.0%	100.0%	-	-	-
		にっすう 日数／月	60.9%	50.7%	55.1%	-	-	-
しゅうろうけいぞく 就労継続 支援 (B型)	みこみりょう 見込量	にんずう 人数／月	22	23	23	21	21	21
		にっすう 日数／月	506	529	529	342	343	343
	じっせきち 実績値	にんずう 人数／月	19	21	21	-	-	-
		にっすう 日数／月	288	328	342	-	-	-
	たっせいりつ 達成率	にんずう 人数／月	86.4%	91.3%	91.3%	-	-	-
		にっすう 日数／月	56.9%	62.0%	64.7%	-	-	-
しゅうろうていぢやく 就労定着 支援	みこみりょう 見込量	にんずう 人数／月	1	1	1	0	0	0
	じっせきち 実績値	にんずう 人数／月	0	0	0	-	-	-
	たっせいりつ 達成率	にんずう 人数／月	0.0%	0.0%	0.0%	-	-	-
りょうようかい 療養介護	みこみりょう 見込量	にんずう 人数／月	2	2	2	2	2	2
		にっすう 日数／月	62	62	62	62	63	64
	じっせきち 実績値	にんずう 人数／月	2	2	2	-	-	-
		にっすう 日数／月	58	58	61	-	-	-
	たっせいりつ 達成率	にんずう 人数／月	100.0%	100.0%	100.0%	-	-	-
		にっすう 日数／月	93.5%	93.5%	98.4%	-	-	-
たんにゅうしょ 短期入所 (ショート ステイ)	みこみりょう 見込量	にんずう 人数／月	14	14	14	4	4	4
		にっすう 日数／月	56	56	56	16	14	13
	じっせきち 実績値	にんずう 人数／月	8	7	5	-	-	-
		にっすう 日数／月	28	31	18	-	-	-
	たっせいりつ 達成率	にんずう 人数／月	57.1%	50.0%	35.7%	-	-	-
		にっすう 日数／月	50.0%	55.4%	32.1%	-	-	-

3. 居住系サービス

サービス名	概要	対象者
自立生活援助	定期的に利用者の居宅を訪問し、生活面の課題がないか、体調の変化や地域住民との関係が良好かなどの確認、助言、連絡調整などを行ったり、利用者からの相談などに対して、訪問や電話、メールなどにより対応します。	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた、主に精神や知的に障がいのある一人暮らしを希望する人
共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活をしている障がいのある人に、主として夜間に住居における相談や日常生活での援助を行います。また、障がいの重度化、高齢化に対応する新たなサービスの類型として日中サービス支援型が創設され、地域における重度障がい者の緊急一時的な宿泊の場の確保も想定しています。 春風	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者など
施設入所支援	自宅での生活が難しく、施設に入所している人に、主として夜間に入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。 大雪の園	生活介護利用で障害支援区分4（50歳以上は区分3）以上

* 内は鷹栖町内のサービス提供登録事業所です。

項目	第5期計画			第6期計画			
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	
自立生活援助	見込量 人数/月	3	3	3	0	0	0
	実績値 人数/月	0	0	0	-	-	-
	達成率 人数/月	0.0%	0.0%	0.0%	-	-	-
共同生活援助 (グループホーム)	見込量 人数/月	16	18	18	18	19	20
	実績値 人数/月	16	16	17	-	-	-
	達成率 人数/月	100.0%	88.9%	94.4%	-	-	-
施設入所支援	見込量 人数/月	13	13	12	12	12	12
	実績値 人数/月	12	12	12	-	-	-
	達成率 人数/月	92.3%	92.3%	100.0%	-	-	-

4. 相談支援

サービス名	概要	対象者
計画相談支援	<p>【サービス利用支援】 障がい福祉サービス等の支給決定時において、対象者の心身の状況や生活環境等に適したサービス利用を検討するための「サービス等利用計画」の立案等に係る支援を行います。</p> <p>【継続サービス利用支援】 障がい福祉サービス等の支給決定期間において、サービス等の利用状況の検証や見直し(モニタリング)のケアマネジメントを行います。</p> <p>相談支援センター <input type="checkbox"/> ばとん <input type="checkbox"/></p>	障がい福祉サービス等を利用する全ての人
地域移行支援	入所施設や精神科病院等からの退所・退院に当り、住居の確保、その他地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。	障害者支援施設等に入所中 また、精神科病院等に入院中 の障がい者で地域生活への移行のための支援が必要と認められる人
地域定着支援	対象者との常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等において、相談及びその他支援を行います。	居宅にて単身等で生活をする障がい者で、緊急時の支援が見込めない状況にある人(通所又は通院等により地域移行し、生活が不安定である人等を含む)

* 内は鷹栖町内のサービス提供登録事業所です。

項目	第5期計画			第6期計画			
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	
計画相談支援	見込量 人数/月	22	22	22	18	19	19
	実績値 人数/月	16	17	18	-	-	-
	達成率 人数/月	72.7%	77.3%	81.8%	-	-	-
地域移行支援	見込量 人数/月	1	1	1	1	1	1
	実績値 人数/月	1	1	0	-	-	-
	達成率 人数/月	100.0%	100.0%	0.0%	-	-	-
地域定着支援	見込量 人数/月	1	1	1	1	1	1
	実績値 人数/月	0	0	0	-	-	-
	達成率 人数/月	0.0%	0.0%	0.0%	-	-	-

第6章 障がい児通所支援及び障がい児相談支援

1. 障がい児通所支援

サービス名	概要	対象者
児童発達支援	日常生活における基本動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。 すばる こらいずたかす	未就学の障がいのある児童
医療型児童発達支援	日常生活における基本動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練に合わせ、必要とされる治療を行います。	未就学の上肢・下肢または体幹に障がいのある児童
放課後等デイサービス	授業の終了後又は休校日に、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。 すばる こらいずたかす	主に就学している障がいのある児童
保育所等訪問支援	保育所など施設に支援員が訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。 こらいずたかす	保育所、幼稚園、小学校、中学校（特別支援学級）などに通う障がいのある児童
居宅訪問型児童発達支援	居宅へ支援員が訪問し、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与等の支援を行います。	重度の障がいなどで通所が困難な障がいのある児童

* 内は鷹栖町内のサービス提供登録事業所です。

項目	第5期計画			第6期計画				
	H30	R1	R2	R3	R4	R5		
児童発達支援	見込量	人数/月	15	15	15	18	22	26
		日数/月	69	69	69	69	83	101
	実績値	人数/月	5	10	15	-	-	-
		日数/月	21	37	56	-	-	-
	達成率	人数/月	33.3%	66.7%	100.0%	-	-	-
		日数/月	30.4%	53.6%	81.2%	-	-	-
医療型児童発達支援	見込量	人数/月	0	0	0	0	0	0
		日数/月	0	0	0	0	0	0
	実績値	人数/月	0	0	0	-	-	-
		日数/月	0	0	0	-	-	-
	達成率	人数/月	-	-	-	-	-	-
		日数/月	-	-	-	-	-	-

こ 項 目			だい ぎ けい かく 第 5 期計画			だい ぎ けい かく 第 6 期計画		
			H30	R1	R2	R3	R4	R5
ほう か ご と う 放課後等 デイサー ビス	み こ み り よ う 見込量	にん ず う つ き 人数／月	17	17	17	28	30	33
		にっ す う つ き 日数／月	160	160	160	163	162	160
	じっ せ き ち 実績値	にん ず う つ き 人数／月	23	23	25	-	-	-
		にっ す う つ き 日数／月	182	158	165	-	-	-
	たっ せ い り つ 達成率	にん ず う つ き 人数／月	135.3%	135.3%	147.1%	-	-	-
		にっ す う つ き 日数／月	113.8%	98.8%	103.1%	-	-	-
ほ い く し ょ う と う 保育所等 訪問支援	み こ み り よ う 見込量	にん ず う つ き 人数／月	3	3	3	5	5	5
		にっ す う つ き 日数／月	-	-	-	5	5	5
	じっ せ き ち 実績値	にん ず う つ き 人数／月	1	1	1	-	-	-
		にっ す う つ き 日数／月	1	1	1	-	-	-
	たっ せ い り つ 達成率	にん ず う つ き 人数／月	33.3%	33.3%	33.3%	-	-	-
		にっ す う つ き 日数／月	-	-	-	-	-	-
きょ た く ほう も ん 居宅訪問 がたじ び ゅう ぼ つ 型児童発 達支援	み こ み り よ う 見込量	にん ず う つ き 人数／月	3	3	3	0	0	0
	じっ せ き ち 実績値	にん ず う つ き 人数／月	0	0	0	-	-	-
	たっ せ い り つ 達成率	にん ず う つ き 人数／月	0.0%	0.0%	0.0%	-	-	-

2. こ ち ゃ ん じ ゃ ん 子ども相談支援

サービ 名	概 要	対 象 者
障 害 児 相 談 支 援	<p>【子ども相談支援】 障がい児通所支援の支給決定時において、対象者の心身の状況や生活環境等に適したサービス利用を検討するための「子ども支援利用計画」の立案等に係る支援を行います。</p> <p>【継続子ども相談支援】 障がい児通所支援の支給決定期間において、サービス等の利用状況の検証や見直し（モニタリング）のケアマネジメントを行います。</p> <p>相談支援センター ばとん</p>	障がい児通所支援を利用する全てのひと

* 内は鷹栖町内のサービス提供登録事業所です。

こ 項 目			だい ぎ けい かく 第 5 期計画			だい ぎ けい かく 第 6 期計画		
			H30	R1	R2	R3	R4	R5
しょうがい じ せ ん 障害児相 談支援	み こ み り よ う 見込量	にん ず う つ き 人数／月	10	10	10	11	12	13
	じっ せ き ち 実績値	にん ず う つ き 人数／月	12	10	10	-	-	-
	たっ せ い り つ 達成率	にん ず う つ き 人数／月	120.0%	100.0%	100.0%	-	-	-

第7章 自立支援医療費支給及び補装具費支給

1. 自立支援医療費支給

概要	心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。	
対象者	育成医療	身体に障がいを有する児童で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる方（18歳未満）
	更生医療	身体障害者手帳の交付を受けた方で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療に確実に効果が期待できる方（18歳以上）
	精神通院医療	統合失調症などの精神疾患を有する方で、通院による精神医療を継続的に要する方

項目			第5期計画			第6期計画		
			H30	R1	R2	R3	R4	R5
育成医療	見込量	対象人数	-	-	-	2	2	2
	実績値	対象人数	2	3	2	-	-	-
	達成率	対象人数	-	-	-	-	-	-
更生医療	見込量	対象人数	-	-	-	27	27	27
	実績値	対象人数	32	29	26	-	-	-
	達成率	対象人数	-	-	-	-	-	-
精神通院医療	見込量	対象人数	-	-	-	79	77	75
	実績値	対象人数	82	88	81	-	-	-
	達成率	対象人数	-	-	-	-	-	-

2. 補装具費支給

概要	障がい者が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や、就労場面における能率を高めること及び障がい児が将来、社会人として独立自活するための素地を育成助長するために、身体機能を補完・代替する用具の購入又は修理費用の一部を支給します。
----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

項目			第5期計画			第6期計画		
			H30	R1	R2	R3	R4	R5
補装具費支給	見込量	購入件数	-	-	-	6	4	3
		修理件数	-	-	-	7	5	4
	実績値	購入件数	11	5	7	-	-	-
		修理件数	11	6	8	-	-	-
	達成率	購入件数	-	-	-	-	-	-
		修理件数	-	-	-	-	-	-

第8章 地域生活支援事業

1. 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

概要	障がい者等に関する地域住民の理解を深めるために、研修及び啓発活動を実施することにより、障がい者等が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」の除去及び共生社会の実現を図ります。	
第5期	H30	オリンピック・パラリンピックに向けて地域共生社会を築きあげよう！ 開催日：平成30年10月27日（土） 参加人数：39名
	R1	こころが聴こえるまちづくりを目指して～心のバリアフリーと支え合い～ 開催日：令和元年11月30日（土） 参加人数：124名
	R2	新型コロナウイルスの感染拡大に伴い中止
第6期	自立支援協議会が中心となり、講演会や研修会を開催します。	

(2) 自発的活動支援事業

概要	障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにするために、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な活動を支援します。	
第5期	「ぽかぽかハートのつどい」の活動に対する支援及び助言。	
第6期	継続	

(3) 相談支援事業

ア. 基幹相談支援センター機能強化

概要	相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、専門職員を配置し、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施します。	
第5期	基幹相談支援センター機能を包含した「生活福祉相談センター」において、専門職を中心とした総合相談を実施。 【障がいに関する相談 H30：4件 R1：44件 R2：29件（R2.11現在）】	
第6期	生活福祉相談センターでの総合相談を継続するとともに、基幹相談支援センターと指定特定相談支援事業所の役割を整理・明確化するために協議の場を設置します。	

イ. 住宅入居等支援

概要	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援や、家主等への相談・助言を行います。
第5期	未実施
第6期	分野を超えた地域包括ケアシステムの構築を目指す中で、「住まい」に関する協議の場を設置します。

ウ. 障害者相談支援事業

概要	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整や、権利擁護のための必要な援助を行います。
第5期	指定特定相談支援事業所による相談支援を実施。 【計画相談 H30：71件 R1：78件 R2：40件 (R2.9現在)】
第6期	指定特定相談支援事業所による相談支援を継続し、基幹相談支援センターと指定特定相談支援事業所の役割を整理・明確化するために、協議の場を設置します。

(4) 成年後見制度利用支援事業

概要	各種サービス利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援します。
第5期	後見制度の利用に必要な経費や報酬に対する助成制度の実施。 【利用実績 H30：0件 R1：0件 R2：0件 (R2.12現在)】
第6期	継続

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

概要	後見業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。
第5期	旭川家庭裁判所との意見交換を実施。
第6期	関係機関との意見交換を継続して実施します。

(6) 意思疎通支援事業

概要	聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障がいや難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、必要に応じて手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行います。
----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------

項目			第5期計画			第6期計画		
			H30	R1	R2	R3	R4	R5
手話通訳 派遣事業	見込量	利用者数	2	2	2	1	1	1
		利用回数	-	-	-	8	9	11
	実績値	利用者数	1	2	1	-	-	-
		利用回数	1	3	6	-	-	-
	達成率	利用者数	50.0%	100.0%	50.0%	-	-	-
		利用回数	-	-	-	-	-	-

(7) 日常生活用具給付事業

概要	障がい者等に対し、下記の自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与します。 ココカラファイン薬局
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなど
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置など
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計など
情報・意思疎通支援用具	点字器など
排泄管理支援用具	ストマ用装具、紙おむつなど
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模の住宅改修を伴うもの

* 内は鷹栖町内のサービス提供登録事業所です。

項目			第5期計画			第6期計画		
			H30	R1	R2	R3	R4	R5
介護・訓練支援用具	見込量	利用件数	1	1	1	1	1	1
	実績値	利用件数	0	1	0	-	-	-
	達成率	利用件数	0.0%	100.0%	0.0%	-	-	-
自立生活支援用具	見込量	利用件数	10	10	10	5	5	5
	実績値	利用件数	4	2	0	-	-	-
	達成率	利用件数	40.0%	20.0%	0.0%	-	-	-

こ う 目 目			だい き けい かく 第5期計画			だい き けい かく 第6期計画		
			H30	R1	R2	R3	R4	R5
ざいたくりようよう 在宅療養 とうしえんよう 等支援用 具	みこみりよう 見込量	りようけんすう 利用件数	1	1	1	1	1	1
	じっせきち 実績値	りようけんすう 利用件数	0	3	0	-	-	-
	たっせいりつ 達成率	りようけんすう 利用件数	0.0%	300.0%	0.0%	-	-	-
じょうほういし 情報・意 思疎通支 援用具	みこみりよう 見込量	りようけんすう 利用件数	1	1	1	1	1	1
	じっせきち 実績値	りようけんすう 利用件数	1	0	0	-	-	-
	たっせいりつ 達成率	りようけんすう 利用件数	100.0%	0.0%	0.0%	-	-	-
はいせつかんり 排泄管理 しえんようぐ 支援用具	みこみりよう 見込量	りようけんすう 利用件数	250	250	250	208	203	198
	じっせきち 実績値	りようけんすう 利用件数	216	216	142	-	-	-
	たっせいりつ 達成率	りようけんすう 利用件数	86.4%	86.4%	56.8%	-	-	-
きょたくせいかつ 居宅生活 どうさほじよ 動作補助 用具	みこみりよう 見込量	りようけんすう 利用件数	2	2	2	1	1	1
	じっせきち 実績値	りようけんすう 利用件数	0	0	1	-	-	-
	たっせいりつ 達成率	りようけんすう 利用件数	0.0%	0.0%	50.0%	-	-	-

*排泄管理支援用具は、1箇月分を1件として計上しています。

(8) しゅわほうしんようせいけんしゅうじぎょう
手話奉仕員養成研修事業

がい よう 要	しゅわにちじょうかいわ おこな ひつよう しゅわごいおよ しゅわひようげんぎじゆつ しゅうたく 手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を 養成します。
---------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------

こ う 目 目			だい き けい かく 第5期計画			だい き けい かく 第6期計画		
			H30	R1	R2	R3	R4	R5
しよきゆうしん 初級市民 手話を学 ぶ会	みこみりよう 見込量	じゅこうにんずう 受講人数	-	-	-	1	1	1
	じっせきち 実績値	じゅこうにんずう 受講人数	1	0	1	-	-	-
	たっせいりつ 達成率	じゅこうにんずう 受講人数	-	-	-	-	-	-
ちゅうきゆうじゅわ 中級手話 講座	みこみりよう 見込量	じゅこうにんずう 受講人数	-	-	-	1	1	1
	じっせきち 実績値	じゅこうにんずう 受講人数	0	1	0	-	-	-
	たっせいりつ 達成率	じゅこうにんずう 受講人数	-	-	-	-	-	-
しゅわつうやく 手話通訳 者養成講 座1	みこみりよう 見込量	じゅこうにんずう 受講人数	-	-	-	1	1	1
	じっせきち 実績値	じゅこうにんずう 受講人数	0	0	0	-	-	-
	たっせいりつ 達成率	じゅこうにんずう 受講人数	-	-	-	-	-	-
しゅわつうやく 手話通訳 者養成講 座2	みこみりよう 見込量	じゅこうにんずう 受講人数	-	-	-	1	1	1
	じっせきち 実績値	じゅこうにんずう 受講人数	0	0	0	-	-	-
	たっせいりつ 達成率	じゅこうにんずう 受講人数	-	-	-	-	-	-

(9) 移動支援事業

概要	屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行います。 (個別支援型、グループ支援型、車両移送型) 柏の里 すばる まある
----	----------------------------------------------------------------------------------

* [] 内は鷹栖町内のサービス提供登録事業所です。

* 「車両移送型」については未実施。

項目			第5期計画			第6期計画		
			H30	R1	R2	R3	R4	R5
移動支援 事業	見込量	利用人数	25	25	25	16	15	15
		延利用時間	700	700	700	704	731	760
	実績値	利用人数	16	17	17	-	-	-
		延利用時間	908	910	677	-	-	-
	達成率	利用人数	64.0%	68.0%	68.0%	-	-	-
		延利用時間	129.7%	130.0%	96.7%	-	-	-

* R2年度の延利用時間については見込数。

(10) 地域活動支援センター事業

概要	基礎的 事業 利用者に対し、創作的活動又は生産活動の機会の提供等、地域の实情に応じた支援を行います。
概要	機能強化 事業 専門職員の配置や、地域住民ボランティアの育成、理解促進を図るための普及啓発など、地域活動支援センター機能を強化します。

項目			第5期計画			第6期計画		
			H30	R1	R2	R3	R4	R5
地域活動 支援セン ター事業	見込量	実施箇所	2	2	2	3	3	3
		利用人数	5	5	5	5	5	5
	実績値	実施箇所	2	3	3	-	-	-
		利用人数	4	4	4	-	-	-
達成率	実施箇所	100.0%	150.0%	150.0%	-	-	-	
	利用人数	80.0%	80.0%	80.0%	-	-	-	

2. 任意事業

(1) 訪問入浴サービス

概要	訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。
----	-----------------------------------------------

項目			第5期計画			第6期計画		
			H30	R1	R2	R3	R4	R5
訪問入浴サービス事業	見込量	利用人数	2	2	2	1	1	1
	実績値	利用人数	0	0	0	-	-	-
	達成率	利用人数	0.0%	0.0%	0.0%	-	-	-

(2) 生活訓練等

概要	障がい者等に対し、日常生活上必要な訓練及び指導等を行います。	柏の里
----	--------------------------------	-----

* 内は鷹栖町内のサービス提供登録事業所です。

項目			第5期計画			第6期計画		
			H30	R1	R2	R3	R4	R5
生活サポート事業	見込量	利用人数	1	1	1	1	1	1
	実績値	利用人数	0	0	0	-	-	-
	達成率	利用人数	0.0%	0.0%	0.0%	-	-	-

(3) 日中一時支援

概要	障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。	柏の里	すばる	大雪の園	まある
----	---------------------------------------------------------------------	-----	-----	------	-----

項目			第5期計画			第6期計画		
			H30	R1	R2	R3	R4	R5
日中一時支援事業	見込量	利用人数	20	20	20	7	5	4
	実績値	利用人数	12	9	8	-	-	-
	達成率	利用人数	60.0%	45.0%	40.0%	-	-	-

(4) 地域移行のための安心生活支援

概要	障がい者が地域で安心して暮らすための支援体制を整備することにより、障がいがあっても自ら選んだ地域で暮らしていけるよう地域生活への移行や定着を支援します。 柏の里
----	--------------------------------------------------------------------------------------------

項目			第5期計画			第6期計画		
			H30	R1	R2	R3	R4	R5
ショート ステイ 事業	見込量	利用人数	1	1	1	1	1	1
	実績値	利用人数	0	0	0	-	-	-
	達成率	利用人数	0.0%	0.0%	0.0%	-	-	-

(5) 協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援

概要	市町村の協議会において、先進的な地域資源の開発・利用促進等に向けた取組を行い、障がい者への総合的な地域生活支援の実現を図ります。
第5期	鷹栖町自立支援協議会の開催 【開催回数 H30：12回 R1：11回 R2：10回（予定含め）】
第6期	継続

(6) 障がい支援区分認定等事務

ア. 障害者支援区分認定調査

概要	障害支援区分を認定するために調査を実施します。
第5期	訪問による認定調査を実施 【調査件数 H30：27回 R1：20回 R2：24回（予定含め）】
第6期	継続

イ. 医師意見書作成

概要	審査会での審査及び判定に当たって、医師に意見書を作成していただきます。
第5期	審査会開催に伴う意見書の作成依頼 【作成件数 H30：25回 R1：19回 R2：26回（予定含め）】
第6期	継続

ウ. 市町村審査会運営

概要	障害支援区分認定基準に照らし合わせた審査及び判定、並びに障がいサービスの支給要否決定に当たって意見を聴取するために審査会を開催します。
第5期	鷹栖町・当麻町・比布町・愛別町・上川町の5町による審査会の開催 【開催件数 H30：12回 R1：12回 R2：12回（予定含め）】
第6期	継続

(7) 自動車運転免許取得・改造助成

概要	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。
----	------------------------------------

* 「自動車運転免許の取得」に対する助成については未実施。

項目	第5期計画			第6期計画		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5
身体障がい者自動車改造費助成事業	見込量	利用人数	1	1	1	1
	実績値	利用人数	0	0	1	-
	達成率	利用人数	0.0%	0.0%	100.0%	-

資料

1. 鷹栖町自立支援協議会 委員名簿

No.	氏名	所属	備考
1	山本 沙織★	鷹栖町身体障害者相談員	部会長
2	近野 裕滋	鷹栖共生会	
3	谷 敏彦★	鷹栖共生会	部会長
4	斉藤 功★	鷹栖町社会福祉協議会	会長
5	側 克彰	当事者	
6	佐川 美由紀★	当事者の家族	
7	中島 邦宏	当事者	
8	武蔵 里美	鷹栖町民生委員児童委員協議会	
9	室矢 千恵子	北海道鷹栖養護学校	
10	円山 慈子★	認定こども園 たかす円山幼稚園	
11	伊藤 千佳代★	上川中南部障害者就業・生活支援センター きたのまち	
12	安井 博子★	かみかわ相談支援センター ネット (地域づくりコーディネーター)	
13	松浦 智和★	名寄市立大学	オブザーバー

任期：平成31年4月1日～令和3年3月31日

※★マークの付いている委員はワーキンググループ参加委員

2. 鷹栖町自立支援協議会 開催実績

開催日	内容
【第1回】 令和2年 6月24日(水)	<ul style="list-style-type: none"> 策定スケジュールについて 第5期計画の評価について(事務局案)
【第2回】 令和2年 7月22日(水)	<ul style="list-style-type: none"> 第5期計画の評価について(委員意見反映) アンケート調査票について
【第3回】 令和2年 8月27日(水)	<ul style="list-style-type: none"> 策定スケジュールについて(見直し) 計画策定に向けた協議会の役割について 障がい福祉計画の見直しのポイントについて

開催日	内 容
【第4回】 令和2年 9月23日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本理念及び基本目標について ・ 基本目標の検討に向けたワーキンググループの設置 ・ 基本目標の記載イメージについて
【第5回】 令和2年 10月21日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の概要について ・ 障がい福祉の現状について ・ 第5期計画の評価について
【第1回WG】 令和2年 10月30日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本目標について
【第2回WG】 令和2年 11月24日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本目標について
【第6回】 令和2年 11月18日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本目標について (ワーキンググループでの協議内容の報告等)
【第7回】 令和2年 12月23日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本理念、基本目標について (ワーキンググループでの協議も反映した修正点)
【第8回】 令和3年 1月27日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画書原案の提起
【第7回】 令和3年 2月24日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画書の完成報告